

1 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁本庁及び管区警察局は、「警察安全相談・事件相談への組織対応状況」を全国統一実施項目として、47都道府県警察に対して監察を実施した。

2 監察実施結果

(1) 総合窓口の設置・運用

- 本部及び警察署では、総合窓口を総・警務部門に設置し、必要な体制を確保している（本年4月までに全都道府県で設置予定）。
- 本部及び警察署では、総合窓口管理簿を備え付け、全ての相談を一元的に管理するとともに、所属長への適切な報告がなされている。
- 本部及び警察署では、総合窓口担当者が相談者の人定事項、相談概要等を聴取し、速やかに処理部門を判断し引き継いでいる。
- 警察署では、交番勤務員等が受理した相談について、本署への速やかな連絡を徹底している。

(2) 相談の適正な引継・処理

- 警察署では、引継ぎに当たり、相談者に引継先の担当者を教示するとともに、既聴取事項を確実に引き継ぐなど、相談者に配慮した対応を行っている。
- 警察署では、引継後、処理部門が直ちに署長報告を行うとともに、処理の経過及び結果についても適時署長に報告を行っている。
※ 相談記録票のほかに、同内容の電話口頭用紙を作成している事例が認められたことから、改善策の検討を指示した。

(3) 相談処理の進捗状況の確認

- 警察署では、総合窓口が管理簿等を常時確認し、未終了案件を把握し、必要に応じて処理部門に速やかな処理を促している。
- 本部では、警察署の処理状況について、未終了となっている相談を点検した結果を報告させ、本部総合窓口で把握している。
※ 国の相談情報に係る管理システムは活用が図られているが、更なる利便性の向上について要望が認められた。

(4) 女性被害者等の心情等をより理解した対策の推進

- 本部では、女性が少ない部署への女性警察官の配置を推進又は検討しているほか、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案等への対応に係る各種教養の充実に取り組んでいる。
- 警察署では、女性被害者等からの要望や事案の内容を踏まえて、対応者の選定を行っている。
※ 警察署では、ストーカー・DV事案に係る相談に関し、生活安全課及び刑事課の担当者が共同で聴取している事例や本部に速報している事例が認められた。

1 平成25年度「総合セキュリティ対策会議」について

「サイバー空間の脅威に対処するための産学官連携の在り方～日本版NCFTAの創設に向けて～」をテーマに、産学を代表する有識者の参加を得て、米国NCFTA最高責任者の講演を含め、計7回にわたる会議を開催し、別添のとおり報告書を取りまとめた。

2 報告書の概要

(1) 日本版NCFTA創設の意義

- 深刻化するサイバー空間の脅威から国家と国民を守るには、先制的・包括的な対処により脅威の根本を絶つことが不可欠。
- 産学官が同じ場を共有した上で、それぞれの対処の経験を全体で蓄積し、警察による捜査権限の行使等による脅威の特定、軽減及び無効化を可能とする産学官連携の新たな枠組みを創設することが必要。

(2) 日本版NCFTAの設立

- 透明性・公平性・機能性を備えた高度に専門的な枠組みとして、独立して運用できる体制を構築することが必要。
- 各主体の参加形態等を勘案した運営リソースの負担の在り方のほか、産学官から提供される秘匿性の高い情報を扱うことから、参加資格・推薦制度の導入についても検討が必要。

(3) 日本版NCFTAの活動

- 日本版NCFTAは、情報集約・分析、研究開発、トレーニング及び海外連携を活動の柱とすることが適当。
- これらを効果的に推進するためには、産学官の信頼関係の構築、産学官それぞれにとっての参加メリットの確保、既存の組織等との適切な連携及び国民の理解の獲得が必要。

(4) 設置に向けた更なる検討の推進

- 日本版NCFTAの趣旨に賛同し、その活動に貢献する意思と能力を有する企業等の参加を募り、創設に向けて、短期的あるいは中長期的に取り組むべきことについて実務的・具体的な検討を行い、可能な限り速やかに始めることが重要。

3 今後の対応

本報告書を踏まえ、警察庁において、日本版NCFTAの創設に向けた実務的・具体的な検討を加速。

1 平成25年中の発生状況

(1) 1,315件、約14億600万円と過去最大の被害。特に6月以降、急増

(別紙「1」)

(2) 被害に遭った銀行の数も月ごとに拡大

(別紙「2」)

(3) 犯行等の状況

ア 被害口座は個人名義がほとんどである。

イ 被害口座に係るパスワード等を入手する方法は、コンピュータウイルスで表示した不正画面に入力を求めるものが主。ただし、11月以降、メールでフィッシングサイトに誘導するものが多発

ウ 不正送金等の態様は、

○ 不法に売買された口座を用いて送金し、出金役がATMで引き出すもの～約5割

○ 真正な名義の口座を用いるものの、資金移動業者を介して不法に国外送金するもの～約2割

(別紙「3」)

エ 金融機関等の対策により被害状況が変化。対策を講じたことにより、夏以降、ほぼ発生がない金融機関もある。

2 不正送金事犯の防止対策

(1) 取締りの徹底

ア 都道府県警察の協働による捜査の推進

合同・共同捜査を積極的に推進。7月、警視庁にサイバー犯罪特別対処班を設置し、迅速な初動捜査と関係道府県警察との情報共有を促進

イ 平成25年中の検挙状況

(ア) 34事件で68人を検挙。うち中国人が59人(86.8%)

(イ) 会社ぐるみで組織的に不正送金等された資金を洗浄していた事犯や、資金移動業者を介した国外送金事犯等を解明

ウ 今後、更なる取締りと積極的な国際捜査共助要請を推進

(2) 関係事業者等と連携した施策の推進

ア 利用者が通常取引以外の求めに応じてパスワード等を入力することのないよう、被害発生状況や手口等の周知徹底

イ ウイルス対策事業者の情報提供で判明したウイルス感染が疑われる端末に係る利用者への関係プロバイダ等と連携した対策

ウ 不正送金先口座名義人リストの提供等、金融機関等に対する積極的な情報提供

エ 可変式パスワード生成器(トークン)の導入等、効果の見込まれる金融機関のセキュリティ対策の推進・強化の要請

(別紙「4」)

オ 口座売買や出金役に利用されないよう中国人技能実習生及び留学生に対する注意喚起

公安委員会 説明資料No. 4	平成25年における通信傍受 に関する国会への報告について	平成26年1月30日 刑事企画課
---------------------------	---------------------------------	---------------------

1 国会への年次報告等

通信傍受法第29条の規定に基づき、前年中の通信傍受の実施状況につき、毎年、法務省・厚生労働省・国土交通省との共同請議による閣議決定を経て、国会に報告するとともに、公表するもの。

2 報告内容

平成25年中は、警察において、組織的な薬物事犯8事件、拳銃所持等事犯2事件及び組織的殺人事犯2事件に関し、携帯電話を対象とする64件の傍受令状の発付を得て傍受を実施し、その結果、79人を逮捕した。
(平成25年中の実施事件数(計12事件)は過去最多)

※ 平成24年中の実施状況

- ・ 実施事件～10事件
- ・ 傍受令状の発付～32件

3 今後の予定

平成26年2月7日 閣議

同日 国会報告

同日 公表(方法については、警察庁ホームページへの掲載等)

4 参考

平成12年8月の通信傍受法施行後、平成24年までに組織的な薬物事犯61事件、拳銃所持等事犯10事件及び組織的殺人事犯6事件の計77事件において、傍受を実施しており、通信傍受法の適用については、これで89事件(傍受令状発付255件)となった。

公安委員会 説明資料No. 5	冷凍食品への農薬混入事件被疑者の 逮捕について	平成26年1月30日 捜査第一課
---------------------------	----------------------------	---------------------

群馬県警察は、本年1月25日、群馬県内所在の冷凍食品製造工場において発生した冷凍食品に対する農薬混入事件の被疑者を偽計業務妨害罪で逮捕した。

1 被疑者

住所 群馬県おうらくん邑楽郡大泉町

職業

() 49歳

2 被害者

群馬県邑楽郡大泉町大字吉田

株式会社アクリフーズ群馬工場

3 逮捕事実の概要

被疑者は、群馬県おうら邑楽郡大泉町大字吉田地内の冷凍食品製造工場において、同工場の業務を妨害しようとして企て、平成25年10月3日ころから同月7日ころまでの間、前後4回にわたり、同工場で製造、出荷する流通冷凍食品に殺虫剤農薬を混入し、出荷、流通及び販売させ、同年12月29日以降における同工場製造に係る冷凍食品の回収作業への従事、平成26年1月6日以降における同工場の操業停止等特別な措置の実施を余儀なくさせ、もって、偽計を用いて同工場の業務を妨害したものの。

4 罪名・罰条

偽計業務妨害罪 刑法第233条後段

(罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

5 今後の方針

所要の捜査を徹底し、動機、手段・方法等事件の全容を解明する方針。

公安委員会	市役所に対する偽計業務妨害	平成26年1月30日
説明資料No. 6	事件の検挙について	捜査第二課

愛知県警察・神奈川県警察合同捜査本部は、平成26年1月24日、偽計業務妨害で被疑者1名を逮捕した。

1 被疑者

調査業

(60歳)

2 逮捕事実の概要

被疑者は、神奈川県逗子市役所から特定の個人に係る住民登録情報を取得しようとして企て、平成24年11月5日午前11時ころ、同市総務部納税課に電話を架け、対応した同課嘱託職員に対し、当該特定個人の親族になりすまして、「税金の支払いの請求が来てるんですけど、そちらの住所間違っていないですか」などと嘘を言って、それまで従事していた業務を中断、電話対応を余儀なくさせた上、同市役所の住民情報系端末を操作させ、当該特定個人の住所・号室を回答させる等の徒労の業務を行わせ、その間、正当な業務に支障を生じさせ、業務を妨害したものの。

3 罪名及び罰条

偽計業務妨害（刑法第233条）

（罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

4 捜査の経緯

- (1) 平成25年11月16日、被疑者ほか1名を不正競争防止法違反で通常逮捕。
- (2) 同年12月18日、被疑者を偽計業務妨害で通常逮捕。
- (3) 平成26年1月24日、被疑者を偽計業務妨害で通常逮捕（本件）